瑞穂町営住宅条例　新旧対照表

新	旧
目次　略	目次　略
第1章　略	第1章　略
第2章　町営住宅の管理	第2章　町営住宅の管理
第5条　略	第5条　略
（使用者の資格）	（使用者の資格）
第6条　略	第6条　略
2　略	2　略
(1)(2)　略	(1)(2)　略
(3)戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症のもの	(3)戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は　別表第1号表ノ3の第1款症のもの
(4)から(7)　略	(4)から(7)　略
(8)　略	(8)　略
ア　略	ア　略
イ　配偶者暴力防止等法第10条第1項又は第10条の2（配偶者暴力防止等法第28条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの	イ　配偶者暴力防止等法第10条第1項　（配偶者暴力防止等法第28条の2において　準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
3から5　略	3から5　略
第7条から第35条　略	第7条から第35条　略
第3章　略	第3章　略
別表　略	別表　略
附　則	

この条例は、令和6年4月1日から施行する。	